

八幡浜地区施設事務組合事務局設置条例

〔 昭和 5 8 年 3 月 3 0 日
条 例 第 6 号 〕

改正

(設置)

第 1 条 八幡浜地区施設事務組合は、その属する事務を処理するため事務局を置く。

(職員の定数)

第 2 条 事務局の職員の定数は、八幡浜地区施設事務組合職員定数条例(昭和 5 8 年条例第 5 号)の定めるところによる。

附 則

この条例は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。